

議第 2 2 号

呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年呉市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇) 第 1 3 条 略</p>	<p>(特別休暇) 第 1 3 条 略 <u>2 給与条例第 1 1 条の規定にかかわらず、特別休暇のうち、規則で定めるものについては、その勤務しない 1 時間につき、同条の規定により給与の減額を行う場合の勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。</u></p>
<p>(介護休暇) 第 1 4 条 略 2・3 略 4 介護休暇については、<u>給与条例第 1 1 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条の規定により給与の減額を行う場合の勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。</u></p>	<p>(介護休暇) 第 1 4 条 略 2・3 略 4 <u>前条第 2 項の規定は、介護休暇について準用する。</u></p>
<p>(介護時間) 第 1 4 条の 2 略 2 略 3 介護時間については、<u>前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。</u></p>	<p>(介護時間) 第 1 4 条の 2 略 2 略 3 <u>第 1 3 条第 2 項及び前条第 3 項の規定は、介護時間について準用する。</u></p>
<p>(組合休暇) 第 1 6 条 略 2・3 略 4 組合休暇については、<u>第 1 4 条第 4 項の規定を準用する。</u></p>	<p>(組合休暇) 第 1 6 条 略 2・3 略 4 <u>第 1 3 条第 2 項の規定は、組合休暇について準用する。</u></p>

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

特別休暇の一部を無給とすることに関する規定の追加等をするため、この条例案を提出する。